

令和7年度 新潟市市民ウォーキングチャレンジ広報業務委託 仕様書

第1 業務名

令和7年度 新潟市市民ウォーキングチャレンジ広報業務委託

第2 業務委託期間

契約日から令和8年1月30日

第3 目的

市民の運動習慣の定着を図ることを目的に「市民ウォーキングチャレンジ」を実施するにあたり、効果的な広報により市民の健康づくりを推進するため、関連業務について委託するもの。

第4 事業の概要

マイカー移動が多く、1日平均歩数の歩数が少ない市民の運動習慣の向上を図るため、スマートフォンのアプリ「グッピーヘルスケア」を使ってチャレンジ期間中の歩数を計測するもの。

実施後のアンケート回答者の中から抽選で景品を進呈する。

なお、働き盛り世代の健康づくりとして、事業所向けウォーキングチャレンジも同時開催。

- ・実施時期：令和7年10月のうち3週間
- ・参加方法：スマートフォンに新潟県健康アプリ『グッピーヘルスケア』のウォークラリー機能を使用し歩数を計測する。要事前申込
- ・対象：18歳以上の新潟市民（通勤、通学する方も含む）

第5 委託業務内容

新潟市市民ウォーキングチャレンジ広報・PR業務

○時期：令和7年9月～12月の間（ウォーキングチャレンジ結果発表まで）

○内容：ウォーキングチャレンジ参加を促すとともに、生活の中での運動を習慣化できるような効果的な手段による広報

なお、新聞や雑誌などの紙媒体での広報を最低1回は必須とする。

○ターゲット：歩数や運動習慣のない40～50歳代の女性

留意事項

「第4 事業の概要」「第5 委託業務内容」の内容を踏まえていれば、マスメディアの活用や広告、WEB、イベント、コンテンツ制作など広報手法に関しては特に定めはない。

○提案における目的やターゲットへの効果を明確にすること。

○具体性のある実現可能な提案とすること。

○リーフレット、のぼり、POP等の啓発媒体の作成ではなく、雑誌、放送局等の媒体を活用した手法を提案すること。

第6 成果物

業務に関する成果物一式（現物及びデータ）（納期：協議して決定）

第7 留意事項

- 1 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- 2 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- 3 本業務において、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- 4 業務実施にあたっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- 5 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者とするに努め、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
 - (1) 再委託する業務の範囲
 - (2) 再委託する合理性及び必要性
 - (3) 再委託先の業務履行能力
 - (4) 再委託業務の運営管理方法
- 6 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- 7 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、委託者と協議により業務を進めること。
- 8 著作権等
 - (1) 成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
 - (2) 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて新潟市に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や、同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
 - (3) 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについては、上記（1）及び（2）に記載の限りではない。
- 9 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損のないよう適切に管理すること。
- 10 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。